

北斗市高齢者保健福祉介護計画策定委員会
〔第1回〕

日 時 令和2年7月31日（金） 午後7時30分～

場 所 北斗市総合文化センター「かなでーる」1階 大会議室

－ 次 第 －

1. 開 会

2. 民生部長あいさつ

3. 委員紹介

4. 委員長・副委員長の選任

5. 事務局紹介

6. 議 事

議案第1号 第8期高齢者保健福祉・介護保険事業計画作成に係る基本的
事項について

議案第2号 アンケート調査について

議案第3号 今後の日程について

7. 閉 会

議案第 1 号 第 8 期高齢者保健福祉・介護保険事業計画作成に係る基本的事項について

議案第 2 号 アンケート調査について

議案第 3 号 今後の日程について

議案第1号 第8期高齢者保健福祉・介護保険事業計画作成に係る基本的事項について

1. 計画の作成に関する根拠法令

- ・高齢者保健福祉計画（老人福祉法第20条の8）
- ・市町村介護保険事業計画（介護保険法第117条）

2. 基本的事項

（1）高齢者保健福祉計画・介護保険事業（支援）計画の作成に関する考え方

- ・高齢者保健福祉計画→長寿社会にふさわしい高齢者保健福祉の構築という課題に対して、市町村及び目指すべき基本的な政策目標を定め、その実現に向けて取り組むべき施策を明らかにすることを趣旨とする。
- ・介護保険事業（支援）計画→高齢者保健福祉計画に包括されるものとして、地域の要介護者等がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施（支援）を計画的に実現するために定める。

（2）高齢者保健福祉計画・介護保険事業（支援）計画の一体的作成

- ・高齢者保健福祉計画は、介護保険の給付対象及び給付対象以外の高齢者に対する保健福祉全般にわたる計画として、要介護者等に対する介護給付等対象サービス、地域支援事業における介護予防事業及び予防給付に係る介護給付等対象サービスの提供のほか、地域住民等の自主的な活動等、独り暮らし高齢者の生活支援のためのサービス提供さらには老人クラブ活動などの生きがい対策などを含めた総合的な計画として作成する。
- ・介護保険事業（支援）計画は、各市町村における要介護者の人数、介護保険給付対象となるサービスの種類ごとの量の見込みなどを年次ごとに定め、介護保険の事業費の見込みを明らかにするなど、高齢者保健福祉計画に包括されるものとし、介護保険運営の基となる事業計画として作成する。
- ・両計画は、計画の内容区分を明確にした上で、一体の計画として作成する。

（3）計画期間及び見直しの時期

- ・第1期から第2期までの計画については、介護保険法基本指針に即して、3年ごとに、5年を1期として作成。第3期計画以降の計画については、介護保険法の改正により、3年を1期として作成することとなった。
 - 第1期 → 平成12年度～16年度までの5年間を計画（平成11年度作成）
 - 第2期 → 平成15年度～19年度までの5年間を計画（平成14年度見直し）
 - 第3期 → 平成18年度～20年度までの3年間を計画（平成17年度見直し）
 - 第4期 → 平成21年度～23年度までの3年間を計画（平成20年度見直し）

- 第5期 → 平成24年度～26年度までの3年間を計画（平成23年度見直し）
第6期 → 平成27年度～29年度までの3年間を計画（平成26年度見直し）
第7期 → 平成30年度～令和2年度までの3年間を計画
（平成29年度見直し）
第8期 → 令和3年度～5年度までの3年間を計画（令和2年度見直し）

3. 基本的方針

(1) 高齢者保健福祉計画・介護保険事業（支援）計画の進捗状況、評価及び実態調査を踏まえ、長期的な視点に立った計画作成（見直し）

- ・ 現行の計画の推進状況を分析・評価するとともに、高齢者の実態やサービス利用に関する意向やその他の事業を勘案した上で、次期計画の最終年度である令和5年度の目標を立て、そこに至る具体的な施策を明らかにする。

(2) 計画作成の視点

- ① 2025年・2040年を見据えたサービス基盤、人的基盤の整備
 - ・ 高齢者人口のピークを迎えるとされる2025年または2040年を見据えた必要な介護サービスを量と質の両面にわたって確保する。
- ② 地域共生社会の実現
 - ・ 人と人、人と社会がつながり、一人ひとりが生きがいや役割をもち、助け合いながら暮らしていくことのできる包摂的なコミュニティ、地域や社会を創るよう整備していく。
- ③ 介護予防・健康づくり施策の充実・推進（地域支援事業の効果的な実施）
 - ・ 健康づくりや介護予防、閉じこもりを防止する生活支援などの高齢者保健福祉対策や地域住民などの自主的活動、まちづくり活動等の積極的な施策を推進する。
 - ・ 地域支援事業で行っている介護予防・日常生活支援総合事業や一般介護予防事業のほか、地域住民等の自主的な活動として実施されるものなど、介護予防の取り組みが連続的・一貫性をもって提供されるよう、関係機関が連携して利用者の立場に立ったサービス提供を確保する。
- ④ 有料老人ホームとサービス付き高齢者住宅との情報連携の強化
 - ・ 住宅型有料老人ホーム及びサービス付き高齢者住宅の設置状況を確認し、必要なサービス提供を確保する。
- ⑤ 認知症施策の推進
 - ・ 認知症の発症を遅らせ、認知症になっても希望を持って日常生活を過ごせる社会を目指し認知症の人や家族の視点を重視しながら「共生」と「予防」を車の両輪とした施策を推進する。

- ⑥ 地域包括ケアシステムを支える介護人材確保及び業務効率化の取組の強化
 - ・ 介護職員に加え、介護分野で働く専門職を含めた介護人材の確保の必要性和介護ロボット、ICTの活用による文書負担の削減など業務の効率化を推進する。

4. 必要なサービス量の設定等の基本的考え方

(1) 基本事項

介護給付等対象サービスの給付の実績を分析し、高齢者等の実態調査などによる意向を把握した上で、国が示す基本指針及び道の基本的考え方等を参考として、各年度の介護給付等対象サービスの種類毎の費用とその量の見込み、並びに地域支援事業に要する費用の額、その量の見込みを示す。

(2) 高齢者保健福祉計画

- ・ 各年度の高齢者福祉サービス量の見込み

ア. 地域自立生活支援事業

在宅で生活する高齢者等が今後とも充実した生活を送ることができるよう、必要な量を見込む。

イ. 養護老人ホーム

居宅において養護を受けることが困難な者を把握し、適当な量を見込む。

(3) 介護保険事業（支援）計画

- ・ 各年度の介護給付対象サービスの種類ごとの量の見込み

(訪問介護、訪問入浴介護、訪問看護、訪問リハ、居宅療養管理指導、通所介護、通所リハ、短期入所、福祉用具貸与、特定福祉用具、住宅改修)

現に利用している者の数、居宅要介護者の利用に関する意向及び地域密着型サービスへの移行等を勘案して、量の見込みを定める。

(居宅介護支援)

居宅要介護者が原則として利用することを前提として、居宅要介護者の数を勘案して、量の見込みを定める。

(定期巡回・随時対応型訪問介護看護、夜間対応型訪問介護、地域密着型通所介護、認知症対応型通所介護、小規模多機能型居宅介護、看護小規模多機能型居宅介護)

現に利用している者の数、利用に関する意向などその地域の実情を勘案して、量の見込みを定める。

(介護老人福祉施設（地域密着型含む）、介護老人保健施設、介護療養型医療施設、介護医療院、認知症対応型共同生活介護、特定施設入居者生活介護)

入居者が原則として利用し続けることを前提として勘案し、量の見込みを定める。

(要支援者等の数及び地域支援事業の対象者数の見込み)

各年度において、介護予防・日常生活支援総合事業及び予防給付の実施状況及び見込まれる効果を勘案して、要支援者等の数及び地域支援事業の対象者数の見込みを定める。

【参考】

老人福祉法

(市町村老人福祉計画)

第20条の8 市町村は、老人居宅生活支援事業及び老人福祉施設による事業（以下「老人福祉事業」という。）の供給体制の確保に関する計画（以下「市町村老人福祉計画」という。）を定めるものとする。

2 市町村老人福祉計画においては、当該市町村の区域において確保すべき老人福祉事業の量の目標を定めるものとする。

3 市町村老人福祉計画においては、前項の目標のほか、同項の老人福祉事業の量の確保のための方策について定めるよう努めるものとする。

4 市町村は、第二項の目標（老人居宅生活支援事業、老人デイサービスセンター、老人短期入所施設及び特別養護老人ホームに係るものに限る。）を定めるに当たっては、介護保険法第百十七条第二項第一号に規定する介護給付等対象サービスの種類ごとの量の見込み（同法に規定する訪問介護、通所介護、短期入所生活介護、定期巡回・随時対応型訪問介護看護、夜間対応型訪問介護、認知症対応型通所介護、小規模多機能型居宅介護、地域密着型通所介護、認知症対応型共同生活介護、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護、複合型サービス及び介護福祉施設サービス並びに介護予防短期入所生活介護、介護予防認知症対応型通所介護、介護予防小規模多機能型居宅介護及び介護予防認知症対応型共同生活介護に係るものに限る。）並びに第一号訪問事業及び第一号通所事業の量の見込みを勘案しなければならない。

5 厚生労働大臣は、市町村が第二項の目標（養護老人ホーム、軽費老人ホーム、老人福祉センター及び老人介護支援センターに係るものに限る。）を定めるに当たって参酌すべき標準を定めるものとする。

6 市町村は、当該市町村の区域における身体上又は精神上的の障害があるために日常生活を営むのに支障がある老人の人数、その障害の状況、その養護の実態その他の事情を勘案して、市町村老人福祉計画を作成するよう努めるものとする。

7 市町村老人福祉計画は、介護保険法第百十七条第一項に規定する市町村介護保険事業計画と一体のものとして作成されなければならない。

- 8 市町村老人福祉計画は、社会福祉法第一百七条第一項に規定する市町村地域福祉計画その他の法律の規定による計画であつて老人の福祉に関する事項を定めるものと調和が保たれたものでなければならない。
- 9 市町村は、市町村老人福祉計画（第二項に規定する事項に係る部分に限る。）を定め、又は変更しようとするときは、あらかじめ、都道府県の意見を聴かなければならない。
- 10 市町村は、市町村老人福祉計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを都道府県知事に提出しなければならない。

介護保険法

（市町村介護保険事業計画）

第117条 市町村は、基本指針に即して、三年を一期とする当該市町村が行う介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施に関する計画（以下「市町村介護保険事業計画」という。）を定めるものとする。

2 市町村介護保険事業計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 当該市町村が、その住民が日常生活を営んでいる地域として、地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、介護給付等対象サービスを提供するための施設の整備の状況その他の条件を総合的に勘案して定める区域ごとの当該区域における各年度の認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護及び地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護に係る必要利用定員総数その他の介護給付等対象サービスの種類ごとの量の見込み

二 各年度における地域支援事業の量の見込み

三 被保険者の地域における自立した日常生活の支援、要介護状態等となることの予防又は要介護状態等の軽減若しくは悪化の防止及び介護給付等に要する費用の適正化に関し、市町村が取り組むべき施策に関する事項

四 前号に掲げる事項の目標に関する事項

3 市町村介護保険事業計画においては、前項各号に掲げる事項のほか、次に掲げる事項について定めるよう努めるものとする。

一 前項第一号の必要利用定員総数その他の介護給付等対象サービスの種類ごとの見込量の確保のための方策

二 各年度における地域支援事業に要する費用の額及び地域支援事業の見込量の確保のための方策

三 介護給付等対象サービスの種類ごとの量、保険給付に要する費用の額、地域支援事業の量、地域支援事業に要する費用の額及び保険料の水準に関する中長期的な推計

- 四 指定居宅サービスの事業、指定地域密着型サービスの事業又は指定居宅介護支援の事業を行う者相互間の連携の確保に関する事業その他の介護給付等対象サービス（介護給付に係るものに限る。）の円滑な提供を図るための事業に関する事項
- 五 指定介護予防サービスの事業、指定地域密着型介護予防サービスの事業又は指定介護予防支援の事業を行う者相互間の連携の確保に関する事業その他の介護給付等対象サービス（予防給付に係るものに限る。）の円滑な提供及び地域支援事業の円滑な実施を図るための事業に関する事項
- 六 認知症である被保険者の地域における自立した日常生活の支援に関する事項、地域支援事業と高齢者保健事業及び国民健康保険保健事業の一体的な実施に関する事項、居宅要介護被保険者及び居宅要支援被保険者に係る医療その他の医療との連携に関する事項、高齢者の居住に係る施策との連携に関する事項その他の被保険者の地域における自立した日常生活の支援のため必要な事項
- 4 市町村介護保険事業計画は、当該市町村の区域における要介護者等の人数、要介護者等の介護給付等対象サービスの利用に関する意向その他の事情を勘案して作成されなければならない。
- 5 市町村は、第二項第一号の規定により当該市町村が定める区域ごとにおける被保険者の心身の状況、その置かれている環境その他の事情を正確に把握するとともに、第一百八条の二第一項の規定により公表された結果その他の介護保険事業の実施の状況に関する情報を分析した上で、当該事情及び当該分析の結果を勘案して、市町村介護保険事業計画を作成するよう努めるものとする。
- 6 市町村介護保険事業計画は、老人福祉法第二十条の八第一項に規定する市町村老人福祉計画と一体のものとして作成されなければならない。
- 7 市町村は、第二項第三号に規定する施策の実施状況及び同項第四号に規定する目標の達成状況に関する調査及び分析を行い、市町村介護保険事業計画の実績に関する評価を行うものとする。
- 8 市町村は、前項の評価の結果を公表するよう努めるとともに、これを都道府県知事に報告するものとする。
- 9 市町村介護保険事業計画は、地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律第五条第一項に規定する市町村計画との整合性の確保が図られたものでなければならない。
- 10 市町村介護保険事業計画は、社会福祉法第一百七条第一項に規定する市町村地域福祉計画、高齢者の居住の安定確保に関する法律（平成十三年法律第二十六号）第四条の二第一項に規定する市町村高齢者居住安定確保計画その他の法律の規定による計画であって

要介護者等の保健、医療、福祉又は居住に関する事項を定めるものと調和が保たれたものでなければならない。

- 11 市町村は、市町村介護保険事業計画を定め、又は変更しようとするときは、あらかじめ、被保険者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるものとする。
- 12 市町村は、市町村介護保険事業計画（第二項第一号及び第二号に掲げる事項に係る部分に限る。）を定め、又は変更しようとするときは、あらかじめ、都道府県の意見を聴かななければならない。
- 13 市町村は、市町村介護保険事業計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを都道府県知事に提出しなければならない。

議案第2号 アンケート調査等について

◇高齢者実態（アンケート）調査について

1. 目的

介護保険制度が施行後20年を経過し、要介護（要支援）認定者も令和2年6月末現在2,761名を数えるに至り、施設等入所者以外の介護サービス利用者及び65歳以上の一般高齢者を対象とした実態（アンケート）調査を実施し、第8期介護保険事業計画の方策の検討に資する。

2. 調査の種類

【在宅介護実態調査】

- (1) 基本概況 (2) 介護サービス利用 (3) 介護サービス以外のサービス利用
- (4) 今後の介護サービス利用 (5) 主な介護者の状況 (6) 今後のことについて

【介護予防・日常生活圏域ニーズ調査】

- (1) 基本状況 (2) からだを動かすことについて (3) 食べることについて
- (4) 毎日の生活について (5) 地域での活動について (6) たすけあいについて
- (7) 健康について (8) 地域での生活について (9) 介護予防について
- (10) 今後のことについて (11) 北斗市の福祉について

3. 調査対象者

【在宅介護実態調査】

- ・ 6月末の要介護（要支援）認定者は2,761名であるが、その中から施設入所者を除いた在宅介護サービスを利用している要介護認定者のうち、約800名を対象とする。…①

【介護予防・日常生活圏域ニーズ調査】

- ・ 一般高齢者及び要支援1・2の認定者の中から約1,200名を対象とする。…②

- ・ 令和2年6月1日現在の65歳以上高齢者人口 13,596人
- 計 (①+②) 2,000名を対象 (高齢者人口の14.7%)

4. 調査票回収方法

- ・ ①、②ともに郵送で回収する。

※ 特定施設入所者生活介護及びグループホーム入所者は施設サービスではないが、施設扱いとする。

◇ 介護サービス事業所に対する調査について

1. 目的

今後の介護サービスの提供体制を確保し、介護サービスの質の向上するための取組に向けて、市内の介護サービス事業所を対象とした3つの調査を実施し、第8期介護保険事業計画の方策の検討に資する。

2. 調査の種類と対象事業所

【在宅生活改善調査】 居宅介護支援事業所、小規模多機能型居宅介護事業所

【居所変更実態調査】 特別養護老人ホーム、地域密着型特別養護老人ホーム
介護老人保健施設、グループホーム、軽費老人ホーム
特定施設入居者生活介護、サービス付き高齢者住宅

【介護人材実態調査】 市内全介護サービス事業所

3. 調査票回収方法

いずれの調査も電子メールで送付、回収する。

議案第3号 今後の日程について

- 令和2年 8月上旬 ー アンケート調査項目の作成
- 8月中旬～9月上旬 ー アンケート調査実施、回収
- 9月中旬～下旬 ー アンケート調査結果集計、分析
- 10月下旬 ー 第2回計画策定委員会
- ・アンケート調査分析結果概要報告
 - ・高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画（案）について
 - ・介護給付費推計総費用額
- 11月中旬 ー 第3回計画策定委員会
- ・高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画（案）について
 - ・パブリックコメントの実施
- 12月下旬 ー 第4回計画策定委員会
- ・高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画（案）について
 - ・第1号被保険者保険料の推計
- 令和3年 1月下旬 ー 第5回計画策定委員会
- ・高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画（案）の決定について
 - ・高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画の答申（案）の決定について